

別表第 1（第 3 条関係）

特別抑制区域の名称	根拠法令等
地域森林計画により 定めた森林の区域・ 保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 1 項に 規定する地域森林計画により定めた森林の区域 及び同法第25条第 1 項に規定する保安林
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第 2 条の規定によ り指定される土地
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第 3 条 第 1 項に規定する地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区 域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 （昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項に規定する 急傾斜地崩壊危険区域
宅地造成工事規制区 域	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第 3 条第 1 項に規定する宅地造成工事規制区域
土砂災害警戒区域・ 土砂災害特別警戒区 域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域及び同法 第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
津波浸水想定区域・ 津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律 第123号）第 8 条第 1 項の規定による津波浸水想 定及び同法第53条第 1 項の規定による津波災害 警戒区域